

独立保証報告書

「サステナビリティレポート2020」に開示しているエネルギー使用量、廃棄物および温室効果ガスの排出量、工場生産の水使用量ならびに社会性報告(休業災害度数率・業務上疾病度数率)の信頼性を高めるため、第三者機関による保証を受けています。また、J-SUSシンボルは、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会認定の審査機関による審査が行われたことを示すものです。



KPMG

独立した第三者保証報告書

2020年5月13日

積水ハウス株式会社
代表取締役会長
代表取締役社長

阿部 俊則 殿
仲井 麻浩 殿

KPMG あづさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

取締役 松尾章喜

当社は、積水ハウス株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が日本語で作成した「Sustainability Report 2020」(以下、「サステナビリティレポート」という。)に記載されている 2019 年 2 月 1 日から 2020 年 1 月 31 日までを対象とした以下の表にある環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

表：独立保証の対象となる指標とサステナビリティレポートにおける該当頁

| 指標名 | 頁 |
|--|--------|
| 「休業災害度数率/業務上疾病度数率」 | 58 |
| 「2019 年度パリーアクション CO ₂ 排出状況(スコープ 1, 2, 3 の概要)」のうち、「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 1, 2 合計」、スコープ 3 の「カテゴリ 1」、「カテゴリ 4」、「カテゴリ 5」、「カテゴリ 11」及び「カテゴリ 12」の排出量 | 65 |
| 「INPUT」のうち、「エネルギー」とその種類別内訳並びに「工場生産」の「上水道」、「工業用水」、「地下水」 | 67, 68 |
| 「OUTPUT」のうち、「CO ₂ 排出量」及び「廃棄物」上その種類別内訳 | 67, 68 |

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。会社の Web サイトに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は浅く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内子会社の2施工工事現場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかつた。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上